飲食店事業者のみなさまへ

岐阜労働局作成　平成 26 年 5 月

1 飲食店における労働災害の発生状況

過去 10 年間、明確な減少が認められません。

- 労働災害の件数は、産業全体でみれば、過去 10 年間概ね減少傾向にあります。
  ところが飲食店で発生した労働災害件数は増加傾向にあります。

過去１０年間の災害発生件数の推移

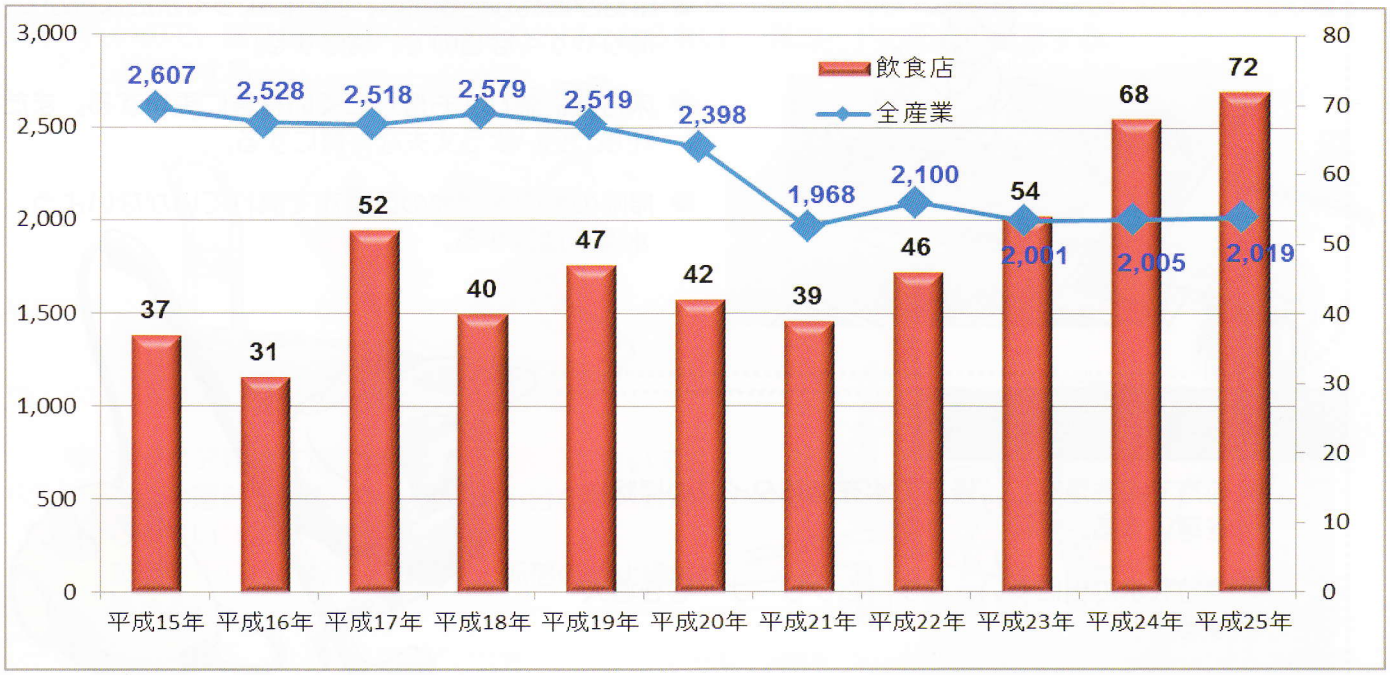

※労働者死傷病報告（休業４日以上）による

通路等における「転倒」災害と、用具等による「切れ・こすれ」災害が、全体の半数以上を占めています。

※平成 20 年から 25 年までの飲食店の労働者死傷病報告（休業 4 日以上）による

事故の型による分析

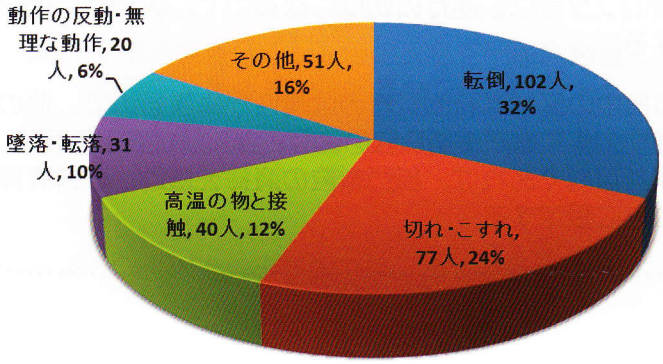

起因物による分析

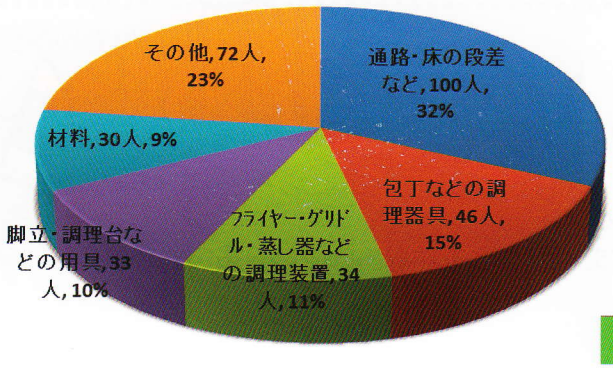

2 通路等における転倒災害の防止

床清掃による転倒災害を防ぎましょう。

飲食店では床面を水清掃する機会が多く、転倒災害の原因になりがちです。
清掃中は床が濡れて滑りやすくなるだけでなく、排水溝のフタが外されるなど、作業場内が一時的に雑然となることが多く、転倒の危険性が非常に高くなります。
次のような点に留意して転倒災害を防止しましょう。

床面の施工等による対策

- 床材が損耗した箇所は、凹凸によって水たまりができ、滑りやすくなるので、補修する。
- 床材を、濡れても滑りにくい材質に更新する。また損耗しづらいよう丈夫な材質にする。
- 掃除の際の水が他の区画まで流れていかないよう、排水溝を増設する。

掃除機の選定等による対策

- 前方で床洗浄をし、後方で水を切るタイプの掃除機を導入する。
- 余分な水の出にくい、スチームクリーナー等を導入する。

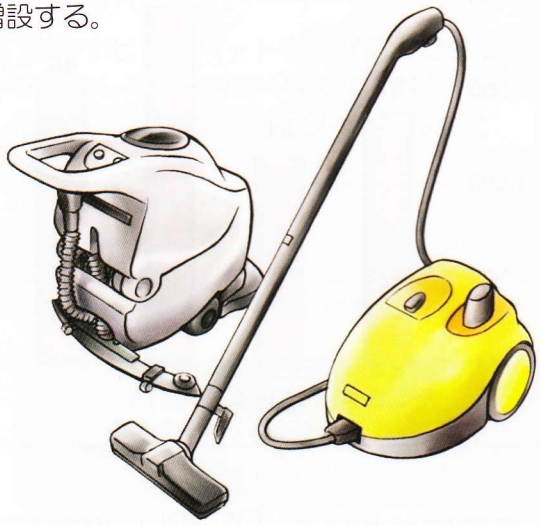

作業方法等による対策

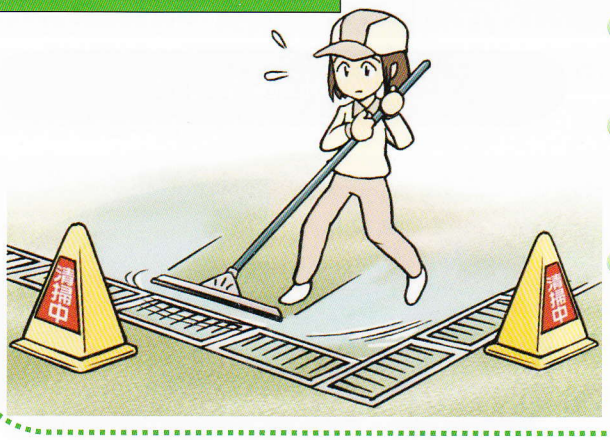

- 滑りにくい靴や長靴を備え、作業者に使用させる。
- 清掃後は、ワイパーやスポンジブラシを用いて、余分な水を排水溝に流し込む。
- 清掃のために取り外した機械類のカバー、部品、排水溝のフタ等は、通行の妨げになるので、速やかに復旧する。
- 清掃中の区域は転倒災害の危険性が高まるので、他の部門の作業者が横切らないよう、立入禁止表示を行う。また可能であれば、部門単位の清掃を避け、一斉清掃のみに限定する。

整理整頓と物の置き場所等

- 番重（コンテナ）や製品の箱類は、置き場所を定め、通行や見通しに支障のないようにする。
- 積み上げ高さの上限を定め、崩壊・倒壊のおそれのないようにする。

特に転倒原因になりやすい物

- 台車類は、足をかけた際に転倒の原因となりやすいので、置き場所を定めて通行の妨げとならないようにする。

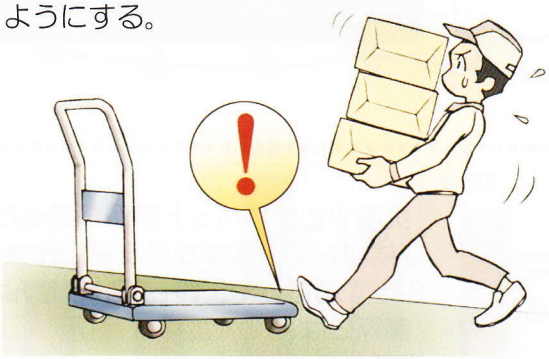

- 機械類の電気コードは、つまずきの原因となりやすいので、固定または、通行の妨げとならない配線をする。特に可動式の機械類の電気コードの配線に留意する。

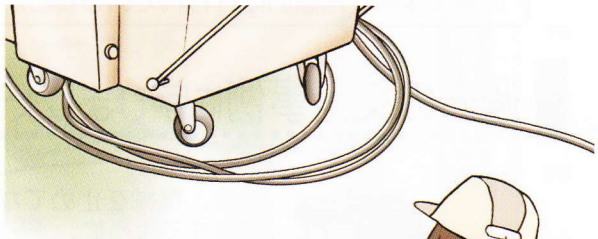

- コンベア類をまたぐための渡り階段については、荷物の運搬も考慮の上、通行に十分な横幅と通行しやすい傾斜角度を確保する。
  また、手すりの設置等、墜落・転落の防止措置を講ずる。

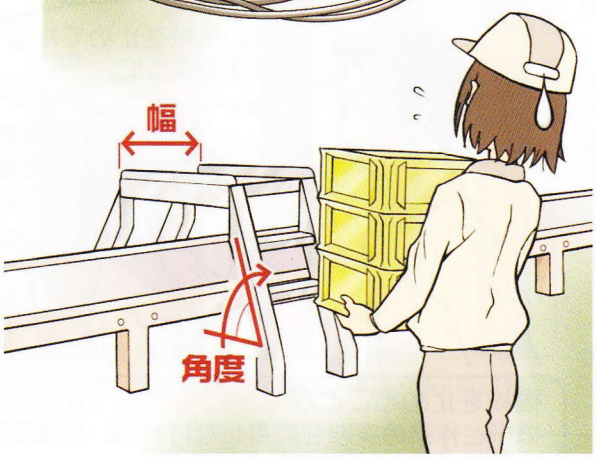

- 「転倒災害」は個人の行動の仕方や注意力によるところが大きく、防止対策が難しいと言われています。しかし飲食店では、ここに示すような状況が各職場にしばしば見られます。
- 廊下や階段を走らない、前方が見えないほどの荷物の持ち方をしないなど、個人の行動も大切ですが、可能なものは職場側が率先して対策を講じましょう。

安衛法の定める衛生管理体制（労働者数１０人以上５０人未満の事業場）

- 衛生推進者を選任し、その氏名を関係労働者に周知させる必要があります。
  （労働安全衛生規則 12 条の 2～4）
- 常会・職場懇談会等で、安全衛生に関する労働者の意見を聴く機会を設けるようにすることが必要です。（労働安全衛生規則 23 条の 2）

※50 人以上の事業場では、衛生委員会の設置、衛生管理者・産業医の選任などの措置が必要になります。

3 日頃の作業管理の留意点

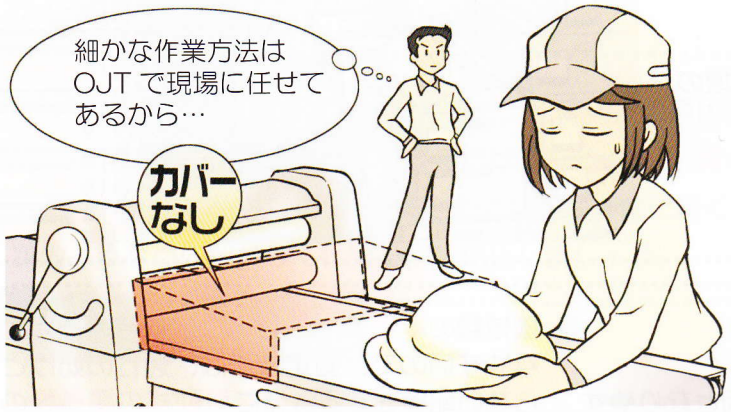

管理者の知らないところで「安全装置の無効化」など、危険な作業が常態的に行われていることがあります。

食料品の加工用機械を使用する場合に、安全装置の無効化がなされていることがあります。いずれも管理者が知らないうちに行われていることが多いです。

OJT 教育が主流である昨今では、管理者の知らないところで危険な作業が行われていることも珍しくありません。

現場で危険な作業が行われていないか、作業者に実際の作業手順を書き出させてチェックし、「安全作業標準」を定めることが必要です。

過去の災害事例に学びましょう。

機械を止めることが本当に可能だったのか？
機械と作業の実態を調査しなければ、同種災害の再発を確実に防ぐことはできません。

災害やヒヤリハット事例があった際に、対策を検討していますか？安易に作業者に注意勧告をするだけで、終っていませんか？

実際には、原因調査を適切に行っていない場合も多くみられます。

災害は二度と繰り返してはならないものですが、同時に、管理者が知らなかった危険な作業を知る貴重な機会でもあります。

災害発生原因を被災者の不注意と決めつけず、実際の作業手順と機械をチェックし、対策を検討しましょう。

お問い合わせは、岐阜労働局健康安全課・各労働基準監督署まで

名称	所在地	電話番号
岐阜労働局労働基準部健康安全課	500-8723　岐阜市金竜町5－13　岐阜合同庁舎3階	058-245-8103
岐阜労働基準監督署	500-8157　岐阜市五坪1-9-1	058-247-2369
大垣労働基準監督署	503-0893　大垣市藤江町1-1-1	0584-78-5184
高山労働基準監督署	506-0009　高山市花岡町3-6-6	0577-32-1180
多治見労働基準監督署	507-0037　多治見市音羽町5-39-1	0572-22-6381
関労働基準監督署	501-3803　関市西本郷通3-1-15	0575-22-3251
恵那労働基準監督署	509-7203　恵那市長島町正家1-3-12	0573-26-2175
岐阜八幡労働基準監督署	501-4235　郡上市八幡町有坂1209-2	0575-65-2101